

旭市監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成20年12月22日

旭市監査委員 木村哲三

旭市監査委員 林正一郎

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成20年度財政援助団体等監査

措置を講じた部署	旭市土地開発公社
監査結果提出日	平成20年11月17日
措置通知日	平成20年12月4日
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措置の内容
(1) 会社が用地を取得後、長期にわたり所有している物件については、関係部署と協議の上、できる限り早い時期に旭市等へ売却するなど、当初の用地取得計画に沿った用地の活用をされたい。	(1) 従来より長期保有土地については、市に対し、早期買戻しの依頼を口頭並びに文書により行っております。 今後も、関係部署と協議を進め、早期処理に努めてまいります。